

建設リサイクル法 対象工事 種類

下表の規模以上のものが対象となります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	延べ床面積の合計 500㎡
建築物の修繕模様替等工事(リフォーム等)※1	請負代金 1億円※3
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2	請負代金 500万円※3

◎留意点

- ※1 建築物の修繕模様替等:建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。
- ※2 建築物以外の工作物の工事:建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。
- ※3 請負代金の金額には消費税も含む。